

沿岸広域振興局長告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成31年3月8日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1（1）道路の種類 県道
 （2）路線名 水海大渡線
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市両石町第4地割42番22地先から43番36地先まで	新	m 38.8～14.5	m 114.9
	旧	66.1～21.3	114.9

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 平成31年3月8日から同年4月8日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道
 （2）路線名 283号
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市松原町二丁目50番6地先から甲子町第7地割238番3地先まで	新	A m 44.5～12.5	m 10,210.0
		B 136.5～14.0	5,625.5
釜石市松原町二丁目50番6地先から甲子町第7地割238番3地先まで	旧	A 44.5～12.5	10,210.0
		B 127.1～14.0	5,625.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 平成31年3月8日から同年4月8日まで